

公所等の分掌事務

総務局

市政資料館

- (1) 資料館の庶務に関すること。
- (2) 公文書等の収集、整理及び保存に関すること。
- (3) 公文書等の閲覧その他の利用に関すること。
- (4) 公文書等に係る調査研究に関すること。
- (5) 市政に係る資料の展示に関すること。
- (6) その他事業の実施に関すること。

東京事務所

- (1) 政府、政府諸機関及び国会並びに東京にある諸団体との連絡に関すること。
- (2) 市政に関連のある情報及び資料の収集及び報告に関すること。
- (3) 東京地方における市政の広報に関すること。
- (4) その他東京地方の事項に係る特命に関すること。

担当課長（調査）(2)

- (1) 局長の指定する諸団体との連絡に関すること。
- (2) 局長の指定する市政に関連のある情報及び資料の収集及び報告に関すること。

担当課長（調整）

- (1) 局長の指定する事務所の所管事務の調整に関すること。

名古屋市職員共済組合

事務係

- (1) 組合会
- (2) 組合の事業計画の調整並びに組合の予算及び決算
- (3) 組合の諸規程、組合公報その他の文書及び公印
- (4) 人事及び給与
- (5) 余裕金の運用
- (6) 業務経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
- (7) 貯金経理の事業計画及び執行
- (8) 経過的長期預託金管理経理の事業計画及び執行
- (9) 他係の主管に属しないこと。

長期給付係

- (1) 厚生年金保険経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
- (2) 退職等年金経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
- (3) 経過的長期経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
- (4) 組合員原票の作成及び保管

短期給付係

- (1) 短期経理の事業計画及び執行
- (2) 組合員の資格の得喪
- (3) 被扶養者の認定
- (4) 掛金及び負担金（組合員の給与を算定の基礎とするものに限る。）の徴収
- (5) 国民年金第3号被保険者の届出代行

福祉事業係

- (1) 保健経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
- (2) 貸付経理の事業計画及び執行
- (3) 退職等年金預託金管理経理の事業計画及び執行

財政局

収納管理・特別徴収事務センター

- (1) 市税に係る徴収金及び国有資産等所在市町村交付

金の収納整理に関すること。

- (2) 口座振替に関すること。
- (3) 市税に係る徴収金（還付加算金を含む。）の還付並びに充当及び委託納付又は委託納入に関すること。
- (4) 督促状の発付の手續に関すること。
- (5) 個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税の賦課に関すること。

市税事務所

管理課

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 税務広報及び租税教育に関すること。
- (3) 税務に関する証明（区役所及び区役所支所の税務窓口においては住宅用家屋証明（名東区役所の税務窓口においては、建築後使用されたことのある住宅用家屋に係るものを除く。）を除く。）の発行その他の窓口事務に関すること。
- (4) 事務所（区役所及び区役所支所の税務窓口を含む。）の運営に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (5) 官公署からの照会（文書によるものに限る。）に関すること（本陣の事務所に限る。）。
- (6) 納税貯蓄組合に関すること。
- (7) 市税に係る徴収金の収納に関すること。
- (8) 税務職員の服務に関すること。
- (9) 税務に係る研修の企画及び実施に関すること。
- (10) 事務所（区役所及び区役所支所の税務窓口を含む。）内の文書に関すること。
- (11) 徴税吏員証票その他の税務に係る証票に関すること。
- (12) 庁舎の管理及び取締りに関すること。
- (13) 予算及び決算の手續に関すること。
- (14) 税務窓口のあり方の検討に関すること。
- (15) 区役所及び区役所支所との連絡調整に関すること。
- (16) 他課の主管に属しないこと。

徴収課

- (1) 市税に係る徴収金（市外滞納整理課及び特別滞納整理課の主管に属するものを除く。次号から第4号まで及び第7号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。
- (2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。
- (3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
- (5) 徴収の嘱託及び受託に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 市税に係る徴収金（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）に係る督促状に関すること。
- (7) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
- (8) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。
- (9) 軽自動車税（種別割に限る。以下徴収課の項において同じ。）の調査及び賦課に関すること（金山の事務所に限る。）。
- (10) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び臨時運行番号標の交付に関すること（金山の事務所に限る。）。
- (11) 税務窓口において行う軽自動車税に関する相談その他の窓口事務に関すること（金山の事務所に限る。）。

る。)。)
(12) その他軽自動車税に関する事(金山の事務所に限る。)

担当課長(徴収)

- (1) 市税に係る徴収金(所長の指定するものに限る。次号から第6号までにおいて同じ。)の納税相談及び滞納整理に関する事。
- (2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関する事。
- (3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関する事。
- (4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関する事。
- (5) 市税に係る徴収金に係る督促状に関する事。
- (6) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関する事。
- (7) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関する事。

市外滞納整理課

- (1) 市外の区域内に住所又は所在地を有する者に係る市税(軽自動車税の種別割を除く。)に係る徴収金(特別滞納整理課の主管に属するものを除く。以下市外滞納整理課の項において「市税に係る徴収金」という。)の納税相談及び滞納整理に関する事。
- (2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関する事。
- (3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関する事。
- (4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関する事。
- (5) 市税に係る徴収金の徴収の嘱託及び受託に関する事。
- (6) 市税に係る徴収金に係る督促状に関する事。
- (7) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関する事。
- (8) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関する事。

担当課長(徴収)

- (1) 市税に係る徴収金(所長の指定するものに限る。次号から第6号までにおいて同じ。)の納税相談及び滞納整理に関する事。
- (2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関する事。
- (3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関する事。
- (4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関する事。
- (5) 市税に係る徴収金に係る督促状に関する事。
- (6) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関する事。
- (7) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関する事。

特別滞納整理課

- (1) 市税に係る徴収金(担当局長(税務)の指定するものに限る。以下特別滞納整理課の項において同じ。)の納税相談及び滞納整理に関する事。
- (2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関する事。
- (3) 差押財産の換価の手続に関する事。
- (4) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関する事。
- (5) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有

価証券の再委託に関する事。

- (6) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関する事。
- (7) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関する事。

市民税課

- (1) 個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税の調査及び賦課(給与からの特別徴収の方法によって徴収するものを除く。)に関する事。
- (2) 個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税の調査及び賦課のための関係機関との連携協力に係る企画及び調整に関する事。
- (3) 個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税の犯則事件の調査に関する事。
- (4) 税務窓口において行う個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税に関する相談その他の窓口事務に関する事。
- (5) その他個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税に関する事。

法人課税課

- (1) 法人の市民税及び事業所税の調査及び賦課に関する事。
- (2) 法人の市民税及び事業所税の犯則事件の調査に関する事。
- (3) 税務窓口において行う法人の市民税及び事業所税に関する相談その他の窓口事務に関する事。
- (4) その他法人の市民税及び事業所税に関する事。

固定資産税課

- (1) 固定資産の調査及び評価に関する事(固定資産評価課の主管に属するものを除く。)
- (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
- (3) 固定資産税の犯則事件の調査に関する事。
- (4) 不動産取得税の申告書の送付及び価格等の通知に関する事。
- (5) 税務窓口において行う固定資産税及び都市計画税に関する相談その他の窓口事務に関する事。
- (6) その他固定資産税及び都市計画税に関する事。
- (7) 特別土地保有税の連絡調整に関する事。

固定資産評価課

- (1) 家屋(担当局長(税務)の指定するものに限る。)の調査及び評価に関する事。
- (2) 路線価及び標準宅地の評点数の付設に関する事。
- (3) 土地区画整理事業又は土地改良事業の施行に係る地域内の土地に対する仮換地課税の実施に関する事。
- (4) 特別土地保有税の賦課に関する事。
- (5) 税務窓口において行う土地及び家屋に係る固定資産税、都市計画税並びに特別土地保有税に関する相談その他の窓口事務に関する事。

スポーツ市民局

市民活動推進センター

- (1) 特定非営利活動促進法による認証及び認定に関する事。
- (2) 特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人等の監督に関する事。
- (3) その他特定非営利活動促進法による所轄庁の事務に関する事。
- (4) 名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例による特定非営利活動法人の指定に関する事。
- (5) 市民活動に係る協働の推進に関する事。

- (6) 市民活動の促進に係る企画及び調査研究に関すること。
- (7) 市民活動に係る情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
- (8) 市民活動に係る講座等の実施に関すること。
- (9) 市民活動の促進に係る局室区との連絡調整に関すること。
- (10) その他市民活動の促進に関すること。

なごや人権啓発センター

- (1) 人権に係る情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
- (2) 人権に係る調査研究に関すること。
- (3) 人権啓発に係る事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 人権に係る研修の企画及び実施に関すること。
- (5) 人権啓発に係る局室区との連絡調整に関すること。
- (6) その他人権啓発の推進に関すること。

文化センター

(社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保事業)

- (1) 生活相談及び保健指導
- (2) 教養の向上及びレクリエーションに関する事業
- (3) センターの施設の供用
- (4) その他市長が必要と認める事業

経済局

中央卸売市場本場
管理課

- (1) 庶務及び経理に関すること。
- (2) 使用料の徴収に関すること。
- (3) 物品の管理に関すること。
- (4) 土地、建物その他施設の使用許可及びその取消しに関すること。
- (5) 関連事業者の業務の指導及び監督に関すること
(商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。)
- (6) 本場の秩序及び清潔の保持に関すること。
- (7) 土地、建物その他施設の維持、管理及び修繕に関すること。
- (8) 電機、機械その他設備の維持、管理及び修繕に関すること。
- (9) 建設工事の設計、施工及び監督その他建設技術に関すること。
- (10) 本場の整備に関すること。
- (11) 他課の主管に属しないこと。
担当課長(本場整備)
- (1) 本場の整備に関すること。
業務課
- (1) 売買参加者の承認及びその取消しに関すること。
- (2) 卸売業者、仲卸業者その他の本場において売買取引を行う者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関すること(商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。)
- (3) 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の指導に関すること。
- (4) 食の安全・安心及び品質管理に関すること。
- (5) 親しまれる市場づくりに関すること。
- (6) 生産者団体の指導及び連絡に関すること。
- (7) 市場取扱品の価格及び取引高の調査に関すること。
- (8) その他業務に関すること。

中央卸売市場北部市場
管理課

- (1) 庶務及び経理に関すること。
- (2) 使用料の徴収に関すること。
- (3) 物品の管理に関すること。
- (4) 土地、建物その他施設の使用許可及びその取消しに関すること。
- (5) 関連事業者の業務の指導及び監督に関すること
(商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。)
- (6) 北部市場の秩序及び清潔の保持に関すること。
- (7) 土地、建物その他施設の維持、管理及び修繕に関すること。
- (8) 電機、機械その他設備の維持、管理及び修繕に関すること。
- (9) 建設工事の設計、施工及び監督その他建設技術に関すること。
- (10) 北部市場の整備に関すること。
- (11) 他課の主管に属しないこと。
担当課長(北部市場整備)

- (1) 北部市場の整備に関すること。
業務課
- (1) 売買参加者の承認及びその取消しに関すること。
- (2) 卸売業者、仲卸業者その他の北部市場において売買取引を行う者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関すること(商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。)
- (3) 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の指導に関すること。
- (4) 食の安全・安心及び品質管理に関すること。
- (5) 親しまれる市場づくりに関すること。
- (6) 生産者団体の指導及び連絡に関すること。
- (7) 市場取扱品の価格及び取引高の調査に関すること。
- (8) その他業務に関すること。

中央卸売市場南部市場
管理課

- (1) 庶務及び経理に関すること。
- (2) 使用料の徴収に関すること。
- (3) 土地、建物その他施設の使用許可及びその取消しに関すること。
- (4) 売買参加者の承認及びその取消しに関すること。
- (5) 卸売業者その他の南部市場において売買取引を行う者(仲卸業者を除く。)に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関すること(商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。)
- (6) 生産者団体の指導及び連絡に関すること。
- (7) 市場取扱品の価格及び取引高の調査に関すること。
- (8) 関連事業者の業務の指導及び監督に関すること
(商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。)
- (9) 南部市場及び南部と畜場の秩序及び清潔の保持に関すること。
- (10) 公益財団法人名古屋食肉公社に関すること。
- (11) 土地、建物その他施設の維持管理に関すること。
- (12) その他南部市場の施設の管理及び南部と畜場の管理に関すること。
担当課長(施設長寿命化の推進)
- (1) 土地、建物その他施設の長寿命化に係る事業の推進及び調整に関すること。

工業研究所

総務課

- (1) 庶務及び経理に関すること。
- (2) 研究所の運営及び管理に関すること。
- (3) 試験研究機器その他の物品の管理に関すること。
- (4) 各種依頼の受付に関すること。
- (5) 使用料及び手数料の徴収に関すること。
- (6) 他部課室の主管に属しないこと。

支援総括課

- (1) 研究及び技術支援の総合的な企画及び実施の調整に関すること。
- (2) 技術相談及び依頼試験等に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 技術の広報及び普及に関すること。
- (4) 産業財産権の管理に関すること。
- (5) 技術情報交流の企画及び実施に関すること。
- (6) 技術情報の収集整備及び管理に関すること。
- (7) 産業技術図書に関すること。
- (8) 技術者の養成に関すること。
- (9) 重点事業及び指定研究等の計画並びにそれらに係る各部間の調整に関すること。
- (10) 国等の機関、団体等との技術連絡に関すること。
- (11) その他工業技術（他部室の主管に属するものを除く。）に関すること。

担当課長（技術支援）

- (1) 産業財産権の管理に関すること。
- (2) ものづくり基盤技術の維持及び向上に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 企業等との研究に係る企画及び各部間の調整に関すること。
- (4) 技術者の養成に係る企画及び調整に関すること。
- (5) その他上司の特命による技術支援に関すること。

担当部長（技術連携等の総合調整）

- (1) 国等の機関、団体等との共同研究及び研究交流に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 産業技術図書に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 先進技術の研究開発及び連携に係る企画及び総合調整に関すること。
- (4) 研究開発、技術指導等に係る調整に関すること。

担当課長（共同研究等の企画調整）

- (1) 国等の機関、団体等との共同研究及び研究交流に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 産業技術図書に係る企画及び調整に関すること。
- (3) その他上司の特命による研究開発、技術指導等に関すること。

担当課長（先進技術支援）

- (1) 先進技術の研究開発及び連携に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 先進技術に係る情報の収集整備及び管理に関すること。
- (3) その他上司の特命による先進技術支援に関すること。

システム技術部

製品技術研究室

- (1) 機械要素及び機械性能の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (2) 工業製品及びその部材の長寿命化に係る試験、研究及び技術支援に関すること。
- (3) 部内他研究室の主管に属しないこと。

生産システム研究室

- (1) 機械設計及びシステム化技術の試験、研究及び技術支援に関すること。

- (2) 機械加工並びに塑性加工及びそのシミュレーション技術の試験、研究及び技術支援に関すること。

- (3) 熱設計の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (4) 制御技術の試験、研究及び技術支援に関すること。

情報・電子技術研究室

- (1) ソフトウェア及び情報関連技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (2) 電子機器及び電子回路技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (3) 電子材料及び電子素子の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (4) 電気特性及び磁気特性の評価に係る試験、研究及び技術支援に関すること。

計測技術研究室

- (1) 機械計測及び精密測定 of 試験、研究及び技術支援に関すること。
- (2) 音響の試験、研究及び技術支援に関すること。

材料技術部

金属材料研究室

- (1) 金属材料及び無機材料の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (2) 金属加工及び金属利用技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (3) 工業材料の分析に係る試験、研究及び技術支援に関すること（表面技術研究室の主管に属するものを除く。）。
- (4) 部内他研究室の主管に属しないこと。

表面技術研究室

- (1) 工業材料の表面処理技術に係る試験、研究及び技術支援に関すること。
- (2) 表面処理システムの試験、研究及び技術支援に関すること。

環境・有機材料研究室

- (1) 環境対応技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (2) 省資源及びリサイクル技術の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (3) 有機材料の試験、研究及び技術支援に関すること。
- (4) プラスチック材料の利用技術の試験、研究及び技術支援に関すること。

信頼性評価研究室

- (1) 信頼性評価に係る技術支援に関すること。
- (2) 信頼性向上に係る総合相談及び試験に関すること。
- (3) 技術分野を横断する技術相談及び依頼試験に係る部室間の調整並びに管理に関すること（支援総括課の主管に属するものを除く。）。

観光文化交流局

名古屋城総合事務所

管理活用課

- (1) 庶務及び経理に関すること。
- (2) 名古屋城（有料公園施設を含む。以下同じ。）における行為、名古屋城の占用及び使用の許可の事務手続に関すること。
- (3) 名古屋城内の案内及び警備に関すること。
- (4) 観覧券等の発売及び改札に関すること。
- (5) 使用料の徴収に関すること。
- (6) 物品の購入及び検査に関すること。
- (7) 名古屋城本丸御殿に関すること。
- (8) 名古屋城の運営のあり方の検討に関すること。
- (9) 一般財団法人名古屋城振興協会に関すること。
- (10) 行催事の企画及び運営に関すること。

- (11) 寄附の募集及び受納に関すること。
- (12) 広報及び宣伝に関すること。
- (13) 市民協働及び企業協賛に関すること。
- (14) 観覧者の誘致に関すること。
- (15) 名古屋城の活用に係る企画及び調整に関すること。
- (16) 名古屋城の観覧環境の充実に関すること。
- (17) 文化財の保存（維持の措置に係るものに限る。）に関すること。
- (18) 天守閣その他名古屋城内諸施設の維持管理に関すること。
- (19) 植物管理及び緑化に関すること。
- (20) 名古屋城内の環境の保持に関すること。
- (21) 名古屋城における行為、名古屋城の占用及び使用に係る技術的処理に関すること。
- (22) 本丸御殿長期保全計画の策定に関すること。
- (23) 名古屋城調査研究センター及び他課の主管に属しないこと。
 - 担当課長（木造天守閣復元推進）
 - (1) 名古屋城天守閣木造復元に係る事業の推進に関すること。
 - (2) 名古屋城天守閣木造復元に係る寄附の募集及び受納に関すること。
 - (3) 名古屋城の運営のあり方の検討に関すること。
 - 保存整備課
 - (1) 文化財の保存（維持の措置に係るものを除く。）に関すること。
 - (2) 名古屋城の整備計画に関すること。
 - (3) 名古屋城の整備に関すること。
 - (4) 名古屋城に関連する事業の調整等に関すること。
 - 担当課長（金シャチ横丁第二期整備）
 - (1) 金シャチ横丁の整備に関すること。
 - 担当課長（天守閣整備）(2)
 - (1) 名古屋城天守閣の整備に関すること。
 - 担当課長（木造天守閣昇降技術開発等）
 - (1) 名古屋城木造天守閣に係る昇降の技術の開発に関すること。
 - (2) 局長の指定する名古屋城天守閣の整備に関すること。
 - 担当課長（木造天守閣昇降技術開発支援）
 - (1) 名古屋城木造天守閣に係る昇降の技術の開発支援に関すること。
 - 名古屋城調査研究センター
 - (1) 名古屋城の文化財に係る調査及び研究に関すること。
 - (2) 名古屋城の文化財に係る教育及び普及啓発に関すること。
 - (3) 名古屋城の文化財に関する年報、調査及び研究の報告書等の作成に関すること。
 - (4) 名古屋城日本丸御殿障壁画の保存修理に関すること。
 - (5) 名古屋城資料の収集、保管、展示及び供用に関すること。
 - (6) 名古屋城資料の保管、展示等に係る技術的研究に関すること。
 - (7) 他の研究所等との連絡及び協力に関すること。
 - (8) 名古屋城に係る考古学的調査及び研究に関すること。
 - (9) 近世武家文化に係る調査及び研究に関すること。
 - (10) 名古屋城の石垣の調査及び研究に係る企画、指導に関すること。
 - (11) その他学芸事務に関すること。

環境局

環境科学調査センター

- (1) 庶務及び経理に関すること。
- (2) センターの運営及び管理に関すること。
- (3) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭並びに環境の保全（以下「大気汚染等」という。）に係る調査研究の企画及び調整に関すること。
- (4) 大気汚染等に係る調査研究の成果及びこれに関連する情報の広報及び普及に関すること。
- (5) 常時監視システムによる常時監視並びに常時監視システムの運用及び管理に関すること。
- (6) 環境科学室の主管に属しないこと。

環境科学室

- (1) 大気汚染等に係る調査研究に関すること。
- (2) 大気汚染等に係る測定及び試験検査に関すること。
- (3) 大気汚染等の防止等に係る技術指導に関すること。

環境事業所

- (1) 一般廃棄物の処理に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化及び資源化事業の実施に関すること。
- (3) 所属する廃棄物の処理施設及び作業用自動車の管理に関すること。
- (4) ごみの散乱防止及び路上禁煙に関すること。
- (5) 大掃除の実施に関すること。
- (6) 一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- (7) 公衆便所の清掃等に関すること。
- (8) 保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。)
- (9) その他清掃事業に関すること。

処分場

- (1) ごみ等の埋立処分に関すること。
- (2) ごみの計量及び手数料の徴収に関すること。
- (3) 作業用自動車の運転及び管理並びに事故処理に関すること。
- (4) 処分場の整備工事（埋立処分の終了の届出前のものに限る。）の設計及び施工に関すること。
- (5) 施設の維持管理に関すること。
 - 担当課長（整備）
 - (1) 処分場の整備工事（埋立処分の終了の届出前のものに限る。）の設計及び施工に関すること。
 - (2) 施設の維持管理に関すること。
 - (3) ごみ等の埋立処分（第二処分場に係るものに限る。）に関すること。

環境局工場

- (1) 工場の庶務に関すること。
- (2) ごみの搬入計画に関すること。
- (3) ごみの計量及び手数料の徴収に関すること。
- (4) 工場の施設（焼却設備及び破碎設備並びにこれらの附帯設備を除く。）の管理に関すること。
- (5) 焼却設備（大江破碎工場を除く。）及び破碎設備（大江破碎工場に限る。）の運転計画に関すること。
- (6) 焼却設備（大江破碎工場を除く。）及び破碎設備（大江破碎工場に限る。）並びにその附帯設備の保全及び整備に関すること。
- (7) ごみの投入に関すること。
- (8) 焼却灰（大江破碎工場を除く。）、破碎ごみ（大

- 江破碎工場に限る。)及び汚泥の搬出に関すること。
- (9) 運転委託の監理に関すること(大江破碎工場を除く。)
 - (10) 破碎設備及び付帯設備の運転、点検、保守等に関すること(大江破碎工場に限る。)
 - (11) 焼却設備及びその付帯設備の運転、点検、保守等に関すること(猪子石工場及び富田工場に限る。)

健康福祉局

知的障害者更生相談所

- (1) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所の業務に関する事務

身体障害者更生相談所

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生相談所の業務及び身体障害者手帳の交付に関する事務

精神保健福祉センター

- (1) センターの庶務及び経理に関すること。
 - (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及及び調査研究に関すること。
 - (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものの実施に関すること。
 - (4) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する人材育成に関すること。
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものの実施に関すること。
 - (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たっての意見の陳述に関すること。
 - (7) 回復途上にある精神障害者の社会的自立を目標とする指導及び援助に関すること。
 - (8) 地域精神保健福祉の推進に係る支援に関すること。
 - (9) 精神医療審査会に関すること。
 - (10) センターの診療に関すること。
- 担当課長(精神医療)
- (1) センターにおける精神医療に関すること。

厚生院

管理課

- (1) 文書及び公印の管守に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 経理に関すること。
- (4) 物品の購入、検収及び管理に関すること。
- (5) 施設の管理、営繕及び取締りに関すること。
- (6) 死亡者に関すること。
- (7) 特別養護老人ホームの入退所等に係る相談及び調整に関すること。
- (8) 入退所事務に関すること。
- (9) 入所者の生活相談及び生活指導に関すること。
- (10) 入所者の措置費、介護報酬等の請求手続に関すること。
- (11) 入所者(特別養護老人ホームに限る。)の介護サービス計画に関すること。
- (12) その他入所者に関すること。
- (13) 入所者の栄養管理に関すること。

- (14) 入所者の栄養指導及び栄養相談に関すること。
 - (15) 入所者の食事の提供に関すること。
 - (16) 食品材料の購入及び保管に関すること。
 - (17) 栄養管理に係る機械器具その他の物品の保全に関すること。
 - (18) その他栄養管理及び食事の提供に関すること。
 - (19) 厚生院に係る調整に関すること。
 - (20) 入所者の療養上の世話、機能回復及び診療の介助に関すること。
 - (21) 局長が指定する居室に入所する入所者の介護に関すること。
- 診療科
- (1) 入所者の診療及び健康管理に関すること。
 - (2) 前号の診療用及び検査用の機械器具の整備保管に関すること。

中央看護専門学校

管理課

- (1) 学校の庶務に関すること。
- (2) 授業料、入学科料その他の収入に関すること。
- (3) 庁舎及び物品等の管理に関すること。
- (4) 学生の入学、休学、退学等に関すること。
- (5) 学生に関する諸証明に関すること。
- (6) 学籍簿その他学生に関する表簿の整理に関すること。
- (7) 学校の行事並びに学生の集会、課外活動、掲示及び刊行物に関すること。
- (8) 就職の指導及びあっせんに関すること。
- (9) 学校に係る企画及び調整に関すること。
- (10) 他課研修センターの主管に属しないこと。

教務課

- (1) 授業計画その他教務に関すること。
- (2) 学生の成績の評価に関すること。
- (3) 学生の規律及び賞罰に関すること。
- (4) 学生の生活指導及び福利厚生に関すること。
- (5) 図書収集選択に関すること。
- (6) 実習施設との連絡調整に関すること。

研修センター

- (1) 看護職員の研修及び相談に関すること。

衛生研究所

管理課

- (1) 庶務及び経理に関すること。
- (2) 研究所の運営及び管理に関すること。
- (3) 各種試験検査及び調査研究の受付に関すること。
- (4) 他部課の主管に属しないこと。

担当課長(精度管理)

- (1) 感染症の予防及び食品衛生に係る検査の業務管理(研究所の所管に係るものに限る。)に関すること。
 - (2) 所長の指定する感染症対策に関すること。
- 業務課
- (1) ねずみ族、昆虫等の情報の普及啓発等に関すること。

疫学情報部

- (1) 公衆衛生に係る情報の収集、解析及び提供に関すること。
- (2) 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査に関すること。
- (3) 感染症に係る調査研究に関すること。
- (4) 感染症の予防及び食品衛生に係る検査の業務管理(研究所の所管に係るものに限る。)に関すること。
- (5) 保健所職員等の公衆衛生に係る研修指導に関すること。

こと。

- (6) 衛生研究所等疫学倫理審査委員会に関すること。
- 微生物部
- (1) 食品、水、土壌等の微生物学的試験検査及び調査研究に関すること。
 - (2) 感染性病原体の微生物学的、免疫学的試験検査及び調査研究に関すること。
- 食品部
- (1) 食品、添加物の理化学的、生物学的試験検査及び調査研究に関すること。
 - (2) 遺伝子組換え食品及びアレルギーに関する試験検査及び調査研究に関すること。
 - (3) 薬品の試験検査及び調査研究に関すること。
- 生活環境部
- (1) 水質の試験検査及び調査研究に関すること。
 - (2) 衛生動物の試験検査及び調査研究に関すること。
 - (3) 家庭用品の試験検査及び調査研究に関すること。
 - (4) 食品衛生法に係る器具、容器包装及び指定がん具の試験検査及び調査研究に関すること。
 - (5) 室内環境の衛生学的調査及び試験研究に関すること。
 - (6) 有害物質の人体に及ぼす影響に関する調査研究に関すること。

八事霊園・斎場管理事務所

- (1) 事務所の庶務及び経理に関すること。
- (2) 統計調査及び諸報告に関すること。
- (3) 斎場の運営に関すること。
- (4) 使用料及び手数料の徴収に関すること。
- (5) 斎場の土地、建物、附属設備及び物品の維持管理に関すること。
- (6) 市立霊園の運営に関すること。
- (7) 市立霊園の土地、建物及び物品並びに市有墓地の整備及び維持管理に関すること。

食品衛生検査所

- (1) 所長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
- (2) 検査所の検査結果の精度管理に関すること。
- (3) 微生物検査に関すること。
- (4) 理化学検査に関すること。

動物愛護センター

- (1) 文書の收受、発送及び公印の管守に関すること。
- (2) 人事及び予算決算に関すること。
- (3) 庁舎及び物品等の管理に関すること。
- (4) 動物の愛護及び適正な飼養に係る普及啓発に関すること。
- (5) 動物の愛護に係る地域における相談及び支援に関すること。
- (6) 動物愛護推進員に関すること。
- (7) その他動物の愛護に関すること。

食肉衛生検査所

- (1) 文書の收受、発送及び公印の管守に関すること。
- (2) 人事及び予算経理に関すること。
- (3) 手数料の徴収に関すること。
- (4) と畜場及びその使用者並びに食鳥処理場の衛生保持の監視及び指導に関すること。
- (5) 所長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
- (6) と畜場におけるとさつ又は解体の検査に関するこ

と。

- (7) と畜場におけるとさつ又は解体の禁止並びに肉、内臓等の廃棄その他の措置命令に関すること。
- (8) 病畜隔離、と畜場の消毒その他の措置命令に関すること。
- (9) 肉、内臓等の精密検査に関すること。
- (10) 所長の指定する移入肉等の検査に関すること。
- (11) 所長の指定する食鳥肉等の衛生に関すること。
- (12) 人獣共通感染症の調査に関すること。

保健センター

保健管理課

- (1) 地域保健に係る企画及び調整に関すること。
 - (2) 保健センターに係る文書及び公印（環境薬務事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。
 - (3) 健康危機管理の総括に関すること。
 - (4) 地域保健に関する情報の運用及び管理に関すること。
 - (5) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
 - (6) 地域保健に関する広報活動に関すること。
 - (7) 人口動態統計、保健統計及び地域分析に関すること。
 - (8) 病院の検査指導に関すること。
 - (9) 診療所及び助産所に関すること。
 - (10) 衛生検査所に関すること。
 - (11) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の施術所に関すること。
 - (12) 歯科技工所に関すること。
 - (13) 浸水時の消毒に関すること（感染症対策・調査センターの主管に属するものを除く。）。
 - (14) 食品衛生営業の許可その他食品衛生に関すること。
 - (15) 食品表示法による食品表示に関すること（健康増進課、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び保健予防課の主管に属するものを除く。）。
 - (16) 狂犬病予防注射済票の交付等に関すること。
 - (17) 化製場等からの報告の徴収等に関すること。
 - (18) 人獣共通感染症に係る調査に関すること。
 - (19) 動物の所有者からの報告の徴収等に関すること。
 - (20) 保健センター内他課の主管に属しないこと。
- 担当課長（健康安全）

- (1) 健康危機管理の総括に関すること。
 - (2) 食品衛生営業の許可その他食品衛生に関すること。
 - (3) 食品表示法による食品表示に関すること（健康増進課、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び保健予防課の主管に属するものを除く。）。
 - (4) 狂犬病予防注射済票の交付等に関すること。
 - (5) 化製場等からの報告の徴収等に関すること。
 - (6) 人獣共通感染症に係る調査に関すること。
 - (7) 動物の所有者からの報告の徴収等に関すること。
- 環境薬務課
- (1) 環境薬務事務専用市長印の管守に関すること。
 - (2) 公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。
 - (3) 住宅宿泊事業に関すること。
 - (4) 温泉の利用に関すること。
 - (5) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
 - (6) 薬局及び医薬品の販売業に関すること。
 - (7) 医療機器の販売業及び貸与業に関すること。
 - (8) 毒物及び劇物の販売業に関すること。

- (9) ねずみ及び昆虫等の防除（これに係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関する事。
- (10) 井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に関する事。
- (11) 消毒に関する事（感染症対策・調査センター及び保健管理課の主管に属するものを除く。）。
- (12) 浄化槽に関する事。
- (13) 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
- (14) 墓地、納骨堂及び火葬場に関する事。
- 健康安全課**
- (1) 地域保健に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 保健センターに係る文書及び公印の管守並びに物品等の管理に関する事。
- (3) 保健センター分室における業務の管理に関する事（北、西、中川、港、守山及び緑の保健センターに限る。）。
- (4) 健康危機管理の総括に関する事。
- (5) 地域保健に関する情報の運用及び管理に関する事。
- (6) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事。
- (7) 地域保健に関する広報活動に関する事。
- (8) 人口動態統計、保健統計及び地域分析に関する事。
- (9) 病院の検査指導に関する事。
- (10) 診療所及び助産所に関する事。
- (11) 衛生検査所に関する事。
- (12) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等の施術所に関する事。
- (13) 歯科技工所に関する事。
- (14) 食品衛生営業の許可その他食品衛生に関する事。
- (15) 食品表示法による食品表示に関する事（健康増進課、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び保健予防課の主管に属するものを除く。）。
- (16) 狂犬病予防注射済票の交付等に関する事。
- (17) 化製場等からの報告の徴収等に関する事。
- (18) 人獣共通感染症に係る調査に関する事。
- (19) 動物の所有者からの報告の徴収等に関する事。
- (20) 公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に関する事。
- (21) 住宅宿泊事業に関する事。
- (22) 温泉の利用に関する事。
- (23) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。
- (24) 薬局及び医薬品の販売業に関する事。
- (25) 医療機器の販売業及び貸与業に関する事。
- (26) 毒物及び劇物の販売業に関する事。
- (27) ねずみ及び昆虫等の防除（これに係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関する事。
- (28) 井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に関する事。
- (29) 消毒に関する事（感染症対策・調査センターの主管に属するものを除く。）。
- (30) 浄化槽に関する事。
- (31) 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
- (32) 墓地、納骨堂及び火葬場に関する事。
- (33) 保健センター内他課の主管に属しないこと。
- (34) 住居の衛生に係る相談等に関する事。
- (35) 改葬許可に関する事。
- (36) 大規模施設に係る食品衛生管理に関する事（熱田の保健センターに限る。）。
- (37) 食品衛生自主管理認定施設の認定審査に関する事（熱田の保健センターに限る。）。
- (38) 食品衛生及び食品表示法による食品表示に関する事項のうち、広域的又は専門的であるとして市長が指定した監視指導に係る事務に関する事（熱田の保健センターに限る。）。
- 保健予防課**
- (1) 精神保健に関する事。
- (2) 身体障害児の療育指導等に関する事。
- (3) 歯科口腔保健に関する事。
- (4) 栄養の改善指導に関する事。
- (5) 保健所長の指定する食品表示法による食品表示に関する事。
- (6) 感染症の予防に関する事。
- (7) 感染症診査協議会結核部会に関する事（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）。
- (8) 結核患者等の医療費公費負担に関する事。
- (9) 予防接種（法令に定めるものに限る。）に関する事。
- (10) 医療社会事業に関する事。
- (11) 難病患者の保健に関する事。
- (12) 衛生上の試験及び検査に関する事。
- (13) レントゲン撮影に関する事（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）。
- (14) 保健師の業務に関する事。
- (15) 衛生教育に関する事。
- (16) 医務に関する事（東、西及び昭和の保健センターを除く。）。
- 子ども青少年局**
- 児童福祉センター**
- 管理課**
- (1) センターの庶務及び経理に関する事（中央児童相談所相談課の主管に属するものを除く。）。
- (2) センターの事務に係る調査、統計及び企画に関する事（中央児童相談所相談課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 診療報酬の請求手続に関する事。
- (4) センターの施設及び敷地の管理に関する事。
- (5) 入所者の給食に関する事。
- (6) 所長の指定する診療に係る支援及び指導に関する事。
- (7) 中央児童相談所、中央療育センター、発達障害者支援センター及び他学園の主管に属しないこと。
- 担当課長（診療支援）(4)**
- (1) 所長の指定する診療に係る支援及び指導に関する事。
- 中央児童相談所**
- 相談課**
- (1) 中央児童相談所の庶務及び経理に関する事。
- (2) 中央児童相談所の事務に係る調査、統計及び企画に関する事。
- (3) 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画に関する事。
- (4) 児童虐待の予防及び防止に係る研修の企画及び実施に関する事。
- (5) 児童の相談、通告、送致等の受付に関する事。
- (6) 児童の相談業務に係る関係機関との連絡に関する事。
- (7) 同居児童の届出の受理に関する事。

- (8) 児童記録票及び関係書類の整理保管に関すること。
 - (9) 児童及び家族の調査及び指導に関すること。
 - (10) 児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること。
 - (11) 措置等に係る関係機関との連携に関すること。
 - (12) 一時保護の決定に関すること。
 - (13) 里親に関すること。
 - (14) 児童の家庭療育の普及に関すること。
 - (15) 障害児の一時保護、措置等に係る連絡調整に関すること。
 - (16) 施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること。
 - (17) 児童の心理学的判定に関すること（中央療育センターの主管に属するものを除く。）。
 - (18) 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療に関すること（中央療育センターの主管に属するものを除く。）。
 - (19) 中央児童相談所長の指定する児童及び家族に対する医学的指導等に関すること。
 - (20) 児童の一時保護に関すること。
 - (21) 一時保護児童の生活観察及び生活指導に関すること。
 - (22) 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分に関すること。
 - (23) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。
 - (24) 児童虐待の防止及び対策に関すること。
 - (25) 中央児童相談所長の指定する相談業務に関すること。
 - (26) 児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助に関すること。
- 担当課長（児童相談所に係る企画調整）
- (1) 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。
- 担当課長（学校教育との連携）
- (1) 児童相談所に係る学校教育との連携に関すること。
- 担当課長（緊急介入・児童虐待に係る相談援助等）
- (1) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。
 - (2) 児童虐待の防止及び対策に関すること。
 - (3) 中央児童相談所長の指定する相談業務に関すること。
- 担当課長（法務・相談業務に係る特命事項の処理）
- (1) 相談業務に係る法務に関すること。
 - (2) 中央児童相談所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理に関すること。
- 中央療育センター
- (1) 児童に関する療育相談、看護及び指導に関すること。
 - (2) 児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な検査及び判定に関すること。
 - (3) 児童に対する療育に関する医療の提供に関すること。
 - (4) 児童に関する療育訓練に関すること。
 - (5) 愛護手帳の交付に係る判定に関すること。
 - (6) 地域療育センターに係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。
 - (7) 地域療育センター間の連携の推進に関すること。
 - (8) 中央療育センターの診療に関すること。
 - (9) 中央療育センター所長の指定する児童に係る医学

的診断、検査、治療及び指導に関すること。

担当課長（診療）

- (1) 中央療育センターの診療に関すること。
- (2) 中央療育センター所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導に関すること。

みどり学園

- (1) 主として知的障害のある児童の療育指導に関すること。

わかくさ学園

- (1) 主として肢体不自由のある児童の療育指導に関すること。

すぎのこ学園

- (1) 主として難聴児の療育指導に関すること。

発達障害者支援センター

- (1) 発達障害者の医学的指導に関すること。
- (2) 発達障害者の相談及び支援に関すること。
- (3) 発達障害者の支援に係る研修及び講習に関すること。
- (4) 発達障害者の理解及び支援に係る情報提供及び普及啓発に関すること。
- (5) 発達障害者の支援に係る関係機関との連携に関すること。

くすのき学園

- (1) 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の治療及び家族の指導に関すること。
- (2) 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の生活指導に関すること。

担当課長（児童心理治療）

- (1) くすのき学園長の指定する児童に係る医学的治療及び指導に関すること。

西部児童相談所

- (1) 相談所の庶務及び経理に関すること。
- (2) 相談所の事務に係る調査、統計及び企画に関すること。
- (3) 診療報酬の請求手続に関すること。
- (4) 相談所の施設の管理に関すること。
- (5) 入所者の給食に関すること。
- (6) 児童の相談、通告、送致等の受付に関すること。
- (7) 児童の相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。
- (8) 同居児童の届出の受理に関すること。
- (9) 児童記録票及び関係書類の整理保管に関すること。
- (10) 児童及び家族の調査及び指導に関すること。
- (11) 児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること。
- (12) 措置等に係る関係機関との連携に関すること。
- (13) 一時保護の決定に関すること。
- (14) 里親に関すること。
- (15) 児童の家庭療育の普及に関すること。
- (16) 施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること。
- (17) 児童の心理学的判定に関すること。
- (18) 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療に関すること。
- (19) 児童の一時保護に関すること。
- (20) 一時保護児童の生活観察及び生活指導に関すること。
- (21) 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分に関すること。

- (22) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。
- (23) 児童虐待の防止及び対策に関すること。
- (24) 所長の指定する相談業務に関すること。
担当課長(緊急介入・児童虐待に係る相談援助等)
- (1) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。
- (2) 児童虐待の防止及び対策に関すること。
- (3) 所長の指定する相談業務に関すること。
担当課長(法務・相談業務に係る特命事項の処理)
- (1) 相談業務に係る法務に関すること。
- (2) 所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理に関すること。

東部児童相談所

- (1) 相談所の庶務及び経理に関すること。
- (2) 相談所の事務に係る調査、統計及び企画に関すること。
- (3) 診療報酬の請求手続に関すること。
- (4) 相談所の施設の管理に関すること。
- (5) 入所者の給食に関すること。
- (6) 児童の相談、通告、送致等の受付に関すること。
- (7) 児童の相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。
- (8) 同居児童の届出の受理に関すること。
- (9) 児童記録票及び関係書類の整理保管に関すること。
- (10) 児童及び家族の調査及び指導に関すること。
- (11) 児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること。
- (12) 措置等に係る関係機関との連携に関すること。
- (13) 一時保護の決定に関すること。
- (14) 里親に関すること。
- (15) 児童の家庭療育の普及に関すること。
- (16) 施設入所等児童の家庭生活への復帰に関すること。
- (17) 児童の心理学的判定に関すること。
- (18) 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療に関すること。
- (19) 児童の一時保護に関すること。
- (20) 一時保護児童の生活観察及び生活指導に関すること。

- (21) 一時保護児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分に関すること。
- (22) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。
- (23) 児童虐待の防止及び対策に関すること。
- (24) 所長の指定する相談業務に関すること。
担当課長(緊急介入・児童虐待に係る相談援助等)
- (1) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。
- (2) 児童虐待の防止及び対策に関すること。
- (3) 所長の指定する相談業務に関すること。
担当課長(法務・相談業務に係る特命事項の処理)
- (1) 相談業務に係る法務に関すること。
- (2) 所長の指定する相談業務に係る特命事項の処理に関すること。

ひばり荘

- (1) 児童の養育及び養護に関すること。

- (2) 児童の里親委託等の推進に関すること。

あけぼの学園

- (1) 知的障害児の養育指導に関すること。
- (2) 知的障害児の医学的指導に関すること。

西部地域療育センター

- (1) センターの庶務及び経理に関すること。
- (2) 児童に関する相談に関すること。
- (3) 児童に対する医学的、心理学的及び社会学的な検査及び判定に関すること。
- (4) 児童に対する療育に関する医療の提供に関すること。
- (5) 児童に関する指導に関すること。
- (6) 児童に対する療育訓練に関すること。

住宅都市局

大曾根北・筒井都市整備事務所

- (1) 事業の調査、設計及び測量に関すること。
- (2) 換地及び清算に関すること。
- (3) 事業に伴う土地及び建物の登記に関すること。
- (4) 事業施行地区内における建築行為等の許可に係る意見に関すること。
- (5) 土地区画整理審議会及び評価員に関すること。
- (6) 事業施行地区内の建築物等の調査及び評価に関すること。
- (7) 事業施行地区内の建築物等の移転除却及び補償に関すること。
- (8) 事業施行地区内の住環境整備事業の施行に関すること。
- (9) 事業に係る工事の施行等に関すること。
- (10) 所長の指定する事業の推進及び工事の調整に関すること。

担当課長(筒井・葵地区整備)

- (1) 筒井土地区画整理事業及び筒井地区住環境整備事業の施行等に関すること。
- (2) 葵土地区画整理事業の施行等に関すること。

緑都市整備事務所

- (1) 事業の調査、設計及び測量に関すること。
- (2) 換地及び清算に関すること。
- (3) 事業に伴う土地及び建物の登記に関すること。
- (4) 事業施行地区内における建築行為等の許可に係る意見に関すること。
- (5) 土地区画整理審議会及び評価員に関すること。
- (6) 有松駅前第1種市街地再開発事業に係る施設の管理に関すること。
- (7) 市街地再開発審査会に関すること。
- (8) 事業施行地区内の建築物等の調査及び評価に関すること。
- (9) 事業施行地区内の建築物等の移転除却及び補償に関すること。
- (10) 事業に係る工事の施行等に関すること。

担当課長(大高・築地等地区整備)

- (1) 大高駅前土地区画整理事業並びに大高町線、名古屋港線及び梅ノ木線のうち局長の指定する区間に係る街路事業の施行等に関すること。

ささしまライブ24総合整備事務所

- (1) ささしまライブ24の事業推進に関すること。
- (2) ささしまライブ24における施設等の維持管理、運営及び活用等に係る調整に関すること。

緑政土木局

土木事務所

- (1) 道路、橋、河川、ため池、調節池、用排水路、水門（遠隔操作水門及び頭首工を除く。以下同じ。）、堤防その他土木施設（以下「道路、河川等」という。）の新設、改築及び維持管理並びに占用及び使用上の事務的及び技術的処理に関する事。
- (2) 水防に関する事。
- (3) 道路の掘さく、復旧及び受託工事の執行に関する事。
- (4) 電柱、ガス管、軌道、街燈、その他地下埋設物に関する事。
- (5) 道路に関する工事の承認に関する事。
- (6) 自転車駐車対策の実施に関する事。
- (7) 放置自動車対策の実施に関する事。
- (8) 土取り、埋立て等の行為の指導に関する事。
- (9) 公園、緑地、街園及び街路樹の新設、改良及び維持管理並びに公園における行為許可及び公園施設の使用許可に関する事。
- (10) 緑化に関する知識の普及及び市民の意識の高揚に関する事。
- (11) 緑化の指導、助成、相談等の民間緑化に関する事。
- (12) 特別緑地保全地区、保存樹、市民緑地その他の緑の保全に関する事。
- (13) 緑道の整備その他の緑化工事に関する事。
- (14) 道路の通行上支障がある場合に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導に関する事。
- (15) その他特に命ぜられた事。

ポンプ施設管理事務所

- (1) 排水ポンプ、遠隔操作水門及び頭首工の運転操作に関する事。
- (2) ポンプ所、遠隔操作水門及び頭首工の維持管理に関する事。
- (3) ポンプ所及び遠隔操作水門の新設工事の施行に関する事。

東山総合公園 管理課

- (1) 総合公園の庶務及び経理、財産管理並びに物品の取得及び処分その他事務手続に関する事。
- (2) 東山公園及び平和公園（以下「公園」という。）における行為、公園の占用及び公園施設の使用の許可に関する事。
- (3) 東山公園展望塔に関する事。
- (4) 公益財団法人東山公園協会に関する事。
- (5) 総合公園における連絡調整に関する事。
- (6) 観覧券の発売及び改札に関する事。
- (7) 行催事の企画及び運営に関する事。
- (8) 公園内の警備に関する事。
- (9) 公園に係る広報及び営業活動に関する事。
- (10) 営業施設に係る計画、調査及び調整に関する事。
- (11) 公園及び公園施設（植物園を除く。）の維持管理に関する事。
- (12) 東山の森（動植物園を除く。）の整備推進に関する事。
- (13) なごや東山の森づくりに係る市民協働に関する事。
- (14) 総合公園長の指定する動植物園における脱炭素

施策の実施に関する事。

- (15) 他課園の主管に属しない事。
担当課長（広報・営業）
- (1) 観覧券の発売及び改札に関する事。
- (2) 行催事の企画及び運営に関する事。
- (3) 公園内の警備に関する事。
- (4) 公園に係る広報及び営業活動に関する事。
- (5) 営業施設に係る計画、調査及び調整に関する事。
- (6) 総合公園長の指定する総合公園の管理に係る特命事項の処理に関する事。
再生整備課
- (1) 動植物園の再生に係る建設計画及び建設工事に関する事。
- (2) 東山動植物園再生プランの推進に関する事。
- (3) 動植物園における脱炭素施策の計画、調整及び実施（管理課の主管に属するものを除く。）に関する事。
担当課長（施設整備）
- (1) 総合公園長の指定する動植物園の再生に係る建設計画及び建設工事に関する事。
- (2) 動植物園における脱炭素施策の計画、調整及び実施（管理課の主管に属するものを除く。）に関する事。

東山動物園

- (1) 動物に関する知識の普及啓発、飼育技術の普及指導及び教育活動の推進に関する事。
- (2) 動物に関する調査研究及び資料の収集に関する事。
- (3) 飼育動物の保健衛生、防疫及び医療に関する事。
- (4) 動物の収集及び繁殖計画に関する事。
- (5) 動物の飼育管理に関する事。
- (6) 獣舎その他の動物飼育施設の管理保全に関する事。

担当課長（教育普及等）

- (1) 動物に関する知識の普及啓発及び教育活動の推進に関する事。
- (2) 動物に関する調査研究（飼育技術に関するものを除く。）及び資料の収集に関する事。
担当課長（動物導入の推進）
- (1) 動物の収集に関する事。
- (2) 収集した動物に係る動物飼育施設の調整に関する事。

東山植物園

- (1) 植物園の維持管理に関する事。
- (2) 植物園内の植物の栽培管理及び改良並びに緑地の保全に関する事。
- (3) 植物に関する知識及び栽培技術の普及指導に関する事。
- (4) 植物に関する調査研究及び資料の収集に関する事。

担当課長（植物園施設整備）

- (1) 総合公園長の指定する植物園の再生に係る建設計画及び建設工事に関する事。

上下水道局

営業センター

- (1) 水道料金等、手数料、弁償金等の調定及び収納に関する事。
- (2) 水道料金等の減免に関する事。
- (3) 水道使用水量の計量及び認定並びに下水道に排除された汚水の計測及び認定に関する事。
- (4) 水道の不正使用の取締りに関する事。

- (5) 給水の停止に関する事。
- (6) 給水装置関係書類及び排水設備関係書類の受付及び処理に関する事。ただし、第19条第3号に規定するものを除く。
- (7) 給水装置工事及び排水設備工事（前号の規定により受け付けた書類に係るものに限る。）の設計審査並びに給水装置工事の施行及び検査に関する事。
- (8) 下水道取付管工事の設計（前条第8号に規定するものを除く。）及び施行に関する事。
- (9) 給水装置工事の施行に伴う断水及び給水制限に関する事。
- (10) 給水装置及び排水設備の維持管理並びに量水器の取替えに係る事務及び作業（局長が別に定めるものに限る。）に関する事。
- (11) 給水装置の修繕に関する事。ただし、道路取付管（給水装置のうち道路の敷地に存する部分をいう。以下同じ。）の修繕に係ることを除く。
- (12) 防災業務の実施及び災害時の応急給水業務等の統括に関する事。

営業所

- (1) 水道料金等、手数料、弁償金等の調定及び収納に関する事。
- (2) 水道料金等の減免に関する事。
- (3) 水道使用水量の計量及び認定並びに下水道に排除された汚水の計測及び認定に関する事。
- (4) 水道の不正使用の取締りに関する事。
- (5) 給水の停止に関する事。
- (6) 給水装置関係書類及び排水設備関係書類の受付及び処理に関する事。ただし、第19条第3号に規定するものを除く。
- (7) 給水装置工事及び排水設備工事（前号の規定により受け付けた書類に係るものに限る。）の設計審査並びに給水装置工事の施行及び検査に関する事。
- (8) 下水道取付管工事の設計（前条第8号に規定するものを除く。）及び施行に関する事。
- (9) 給水装置工事の施行に伴う断水及び給水制限に関する事。
- (10) 給水装置及び排水設備の維持管理並びに量水器の取替えに係る事務及び作業（局長が別に定めるものに限る。）に関する事。
- (11) 給水装置の修繕に関する事。ただし、道路取付管（給水装置のうち道路の敷地に存する部分をいう。以下同じ。）の修繕に係ることを除く。
- (12) 防災業務の実施及び災害時の応急給水業務等の統括に関する事。

建設工事事務所

- (1) 工事関係事務に関する事。
- (2) 工事に起因する補償に関する事。
- (3) 福江ビルの建物管理に関する事。
- (4) 水道基幹施設等の新設、増設及び改造工事の施行に関する事。ただし、第34条第2項第8号に規定するものを除く。
- (5) 下水道の拡張工事及び改良工事の施行に関する事。ただし、下水管等の拡張工事及び改良工事については、大規模工事に係るものに限る。

管路センター

- (1) 工事関係事務に関する事。
- (2) 工事費の精算に関する事。
- (3) 配水管（小口径の配水管並びに工業用水道事業に

係る配水管及び連絡管を含む。以下この項において同じ。）及び附属設備の新設、維持管理、改良及び復旧工事に関する事。

- (4) 道路取付管の維持管理に関する事。
- (5) 配水管の水圧調整に関する事。
- (6) 漏水防止工事の施行に関する事。
- (7) 断水及び給水制限に関する事。ただし、第22条第2項第9号に規定するものを除く。
- (8) 水道建設工事のうち、給水区域（名古屋市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第58号）第3条第2項第1号に定める本市の市域内及び必要と認める周辺地域をいう。以下同じ。）における送水管の布設工事の施行に関する事。
- (9) 下水管及び下水道取付管の維持工事、維持作業及び承認工事の施行に関する事。
- (10) 下水管及び下水道取付管の拡張工事及び改良工事（大規模工事に係るものを除く。）の施行に関する事。
- (11) 下水道取付管工事の施行（局長が別に定めるものに限る。）に関する事。
- (12) 下水道取付管工事に係る直接工事費の徴収（局長が別に定めるものに限る。）に関する事。

担当センター長（配水管路管理）(4)

- (1) 所管区域における配水管工事の施工管理の統括に関する事。
 - (2) 配水管工事の施工管理の改善に関する事。
 - (3) 配水管工事の施工管理に係る研修及び事故防止に関する事。
 - (4) 配水管の維持管理業務の統括に関する事。
 - (5) 管路センターにおける配水管の維持及び工事に係る類似業務の一元化に向けた検討に関する事。
- #### 担当センター長（下水管路管理）(4)
- (1) 所管区域における下水管及び下水道取付管の工事の施工管理の統括に関する事。
 - (2) 下水管及び下水道取付管の工事の施工管理の改善に関する事。
 - (3) 下水管及び下水道取付管の工事の施工管理に係る研修及び事故防止に関する事。
 - (4) 下水管及び下水道取付管の維持管理業務の統括に関する事。
 - (5) 管路センターにおける下水管及び下水道取付管の維持及び工事に係る類似業務の一元化に向けた検討に関する事。

浄水場

- (1) 工事関係事務に関する事。
- (2) 原水、浄水等の水質試験及び浄水の処理に関する事。
- (3) 所管（別表第3に定める所管をいう。以下この項において同じ。）の浄水場の施設等（別に定める施設に限る。以下この項において同じ。）の取水、導水、浄水、送水及び配水作業に関する事。
- (4) 所管の浄水場の施設等の改造工事（小規模な設備系改良等工事に限る。第6号において同じ。）及び維持工事の設計に関する事。
- (5) 所管の浄水場の施設等の新設、増設及び改造工事（設備系改良等工事並びに機能の全面停止を伴わない電気設備及び機械設備の新設、増設及び改造工事に限る。）並びに維持工事の施行に関する事。
- (6) 所管の浄水場の施設等の改造工事及び維持工事（小規模な維持工事に限る。）の検査に関する事。
- (7) 配水ブロック情報管理システムの維持管理等に関

すること（鍋屋上野浄水場に限る。）。

水処理事務所

- (1) 工事関係事務に関すること。
- (2) 下水の排除及び処理並びに下水汚泥等の処理に関すること。
- (3) 所管（別表第4に定める所管をいう。以下この項において同じ。）の水処理センター等の施設等の改造工事（小規模な設備系改良等工事に限る。第5号において同じ。）及び維持工事の設計に関すること。
- (4) 所管の水処理センター等の施設等の新設、増設及び改造工事（設備系改良等工事並びに機能の全面停止を伴わない電気設備及び機械設備の新設、増設及び改造工事に限る。）並びに維持工事の施行に関すること。
- (5) 所管の水処理センター等の施設等の改造工事及び維持工事（小規模な維持工事に限る。）の検査に関すること。

担当所長（空見スラッジリサイクルセンター管理調整）（南部水処理事務所に限る。）

- (1) 空見スラッジリサイクルセンター第2期施設建設に伴う施設の運転及び維持管理の調整に関すること。
- (2) 空見スラッジリサイクルセンターの下水汚泥等の処理作業の管理に関すること。
- (3) 空見スラッジリサイクルセンターの整備に関すること。

交通局

駅務区

- (1) 乗客の輸送、案内及び誘致に関すること。
- (2) 駅構内及び営業路線上の保安並びに警備に関すること。
- (3) 乗車券の発行及び保管並びに乗車料金の収納及び保管に関すること。
- (4) 駅構内における運転事故及びその他の事故の応急処理並びに防止対策に関すること。
- (5) 高速電車の信号に関すること。
- (6) 駅付属業務の管理に関すること。
- (7) 所属職員の服務指導に関すること。
- (8) 所属職員の労務管理に関すること。
- (9) 所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。
- (10) その他駅務に関すること。

運転区

- (1) 乗客の輸送、案内及び誘致に関すること。
- (2) 所属乗務員の運転指導に関すること。
- (3) 高速電車の運転事故の応急処理に関すること。
- (4) 遺留品の車内取扱に関すること。
- (5) 所属職員の服務指導に関すること。
- (6) 所属職員の労務管理に関すること。
- (7) 所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。
- (8) その他運転に関すること。

営業所

- (1) 乗客の輸送、案内及び誘致に関すること。
- (2) 所属乗務員の運転指導に関すること。
- (3) 乗車券の発行及び保管並びに乗車料金の収納及び保管に関すること。
- (4) 所管運転系統内の運転調整に関すること。
- (5) 自動車の運転事故の応急処理に関すること。
- (6) 車内遺留品に関すること。
- (7) 所属する車両の保守管理に関すること。
- (8) 所属する車両による運転障害の応急処理に関する

こと。

- (9) 所属職員の服務指導に関すること。
- (10) 所属職員の労務管理に関すること。
- (11) 所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。
- (12) その他運輸に関すること。

軌道事務所

- (1) 高速鉄道軌道及び構築物の検査、検測に関すること。
- (2) 高速鉄道軌道及び構築物関係の資材備品等の管理に関すること。
- (3) 高速鉄道軌道及び構築物関係の障害対策及び総合調整に関すること。
- (4) 作業用自動車の管理に関すること。
- (5) 安全管理に関すること。
- (6) 各種統計に関すること。
- (7) 高速鉄道軌道及びその付帯設備並びに高速鉄道構築物の改修計画及び施行に関すること。
- (8) 高速鉄道事業用地（自動車部自動車施設課の主管に属するものを除く。）の整備に関すること。
- (9) その他土木工事（他部課室公所の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 高速鉄道軌道及びその付帯設備の保修計画及び施行に関すること。
- (11) 高速鉄道軌道及びその付帯設備の保守、管理に関すること。
- (12) 高速鉄道構築物の保修計画及び施行に関すること。
- (13) 高速鉄道関係の資材備品等の管理に関すること。
- (14) 所属職員の服務指導に関すること。
- (15) 所属職員の労務管理に関すること。
- (16) 所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。

施設事務所

- (1) 建築施設及び関連施設の改良、保修計画及び施行に関すること。
- (2) 建築施設及び関連施設の保守、管理に関すること。
- (3) 建築施設及び関連施設の付帯設備の改良、保修計画及び施行に関すること。
- (4) 建築施設及び関連施設の付帯設備の保守、管理に関すること。
- (5) 営繕用資材備品等の管理に関すること。
- (6) 作業用自動車の管理に関すること。
- (7) 所属職員の服務指導に関すること。
- (8) 所属職員の労務管理に関すること。
- (9) 所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。

藤が丘工場

- (1) 工場の安全管理に関すること。
- (2) 各種統計に関すること。
- (3) 工場内の取締に関すること。
- (4) 車両の整備計画に関すること。
- (5) 車両の整備用資材備品等の管理に関すること。
- (6) 作業用自動車の管理に関すること。
- (7) 車両の検査、修理、保守及び管理に関すること。
- (8) 車両の入換作業及び清掃に関すること。
- (9) 車両による運転障害の応急処理に関すること。
- (10) 所属職員の服務指導に関すること。
- (11) 所属職員の労務管理に関すること。
- (12) 所属職員の人事及び公傷病手続に関すること。

名港工場

- (1) 工場の安全管理に関する事。
- (2) 各種統計に関する事。
- (3) 工場内の取締に関する事。
- (4) 車両の整備計画に関する事。
- (5) 車両の整備用資材備品等の管理に関する事。
- (6) 作業用自動車の管理に関する事。
- (7) 車両の検査、修理、保守及び管理に関する事。
- (8) 車両の入換作業及び清掃に関する事。
- (9) 車両による運転障害の応急処理に関する事。
- (10) 所属職員の服務指導に関する事。
- (11) 所属職員の労務管理に関する事。
- (12) 所属職員の人事及び公傷病手続に関する事。

日進工場

- (1) 工場の安全管理に関する事。
- (2) 各種統計に関する事。
- (3) 工場内の取締に関する事。
- (4) 車両の整備計画に関する事。
- (5) 車両の整備用資材備品等の管理に関する事。
- (6) 作業用自動車の管理に関する事。
- (7) 車両の検査、修理、保守及び管理に関する事。
- (8) 車両の入換作業及び清掃に関する事。
- (9) 車両による運転障害の応急処理に関する事。
- (10) 所属職員の服務指導に関する事。
- (11) 所属職員の労務管理に関する事。
- (12) 所属職員の人事及び公傷病手続に関する事。

電気事務所

- (1) 高速度鉄道事業に係る電路設備、信号設備、通信設備及び変電所の保守計画、保守、管理並びに建設、改良及び保守工事の施行に関する事。
- (2) 高速度鉄道事業に係る電路設備、信号設備、通信設備及び変電所関係の資材備品等の管理に関する事。
- (3) 高速度鉄道事業に係る電力指令に関する事。
- (4) 変電所の受電及び配電に関する事。
- (5) 高速度鉄道事業に係る変電所設備、電路設備、信号設備及び通信設備の障害対策、総合調整及び各種統計に関する事。
- (6) 自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の保守計画、保守、管理並びに建設、改良及び保守工事の施行に関する事。
- (7) 自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の保守、管理に関する事。
- (8) 自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の建設、改良及び保守工事の施行に関する事。
- (9) 自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備関係の資材備品等の管理に関する事。
- (10) その他関連する電路設備、信号設備、通信設備及び変電所の保守、管理に関する事。
- (11) 作業用自動車の管理に関する事。
- (12) 所属職員の服務指導に関する事。
- (13) 所属職員の労務管理に関する事。
- (14) 所属職員の人事及び公傷病手続に関する事。

消防局

消防署

総務課

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 公印の管守に関する事。
- (3) 署内事務の総合調整に関する事。

- (4) 署内の人事及び表彰に関する事。
 - (5) 職員の服務及び教養に関する事。
 - (6) 会計経理に関する事。
 - (7) 土地、建物その他の財産の管理に関する事。
 - (8) 地域の防災対策に係る活動推進並びに関係機関及び団体との連絡調整に関する事。
 - (9) 防災安心まちづくり運動に関する事。
 - (10) 災害に係る自助及び自主防災組織その他の地域の自主防災に関する事（警防地域第一課及び警防地域第二課の主管に属するものを除く。）。
 - (11) 区消防団連合会との連絡調整に関する事。
 - (12) 消防団員の人事管理等に関する事。
 - (13) 消防団費負担金その他消防団の経理に関する事。
 - (14) 消防団施設の営繕に関する事。
 - (15) 消防団機械器具の物品の管理及び整備に関する事。（物品の検査に関するものを除く。）。
 - (16) 他課の主管に属しない事。
- ##### 予防課
- (1) 火災予防対策に関する事。
 - (2) 住宅の防火指導に関する事。
 - (3) 自主防火管理体制及び自主防災管理体制の確立の指導に関する事。
 - (4) 防火管理者及び防災管理者等の育成指導に関する事。
 - (5) 防火対象物及び防災管理対象物の定期点検に関する事。
 - (6) 火災予防査察に関する事。
 - (7) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置指導に関する事。
 - (8) 火災予防の法令違反の処理に関する事。
 - (9) 建築確認及び許可の同意に関する事。
 - (10) 建築物等の防災指導に関する事。
 - (11) 危険物等の規制及び指導に関する事。
 - (12) 危険物施設等の防災対策の推進に関する事。
 - (13) 石油コンビナート等災害防止法の施行（緑地等の設置を除く。）に関する事（港消防署及び南消防署に限る。）。
 - (14) 液化石油ガス等の防災指導に関する事。
- ##### 警防地域第一課
- ##### 警防地域第二課
- (1) 警防活動に関する事。
 - (2) 警防対策に関する事。
 - (3) 警防計画に関する事。
 - (4) 警防訓練に関する事。
 - (5) 消防機械器具の管理に関する事。
 - (6) 火災その他の災害の調査に関する事。
 - (7) 災害の記録及び統計に関する事。
 - (8) 消防水利に関する事。
 - (9) 消防防災通信に関する事。
 - (10) 災害に係る自助の促進に関する事。
 - (11) 自主防災組織その他の地域の自主防災の支援に関する事。
 - (12) 消防団に関する事（総務課の主管に属するものを除く。）。
 - (13) 応急手当の普及啓発に関する事。

区役所支所

区民生活課

- (1) 公印（社会福祉事務所長印及び障害福祉事務専用区長印を除く。）の管守に関する事。
- (2) 職員の給与及び服務に関する事。

- (3) 文書の收受及び発送に関すること。
- (4) 経理に関すること。
- (5) 統計に関すること。
- (6) 庁舎の管理及び取締りに関すること。
- (7) 広報、広聴及び市民相談に関すること。
- (8) 地区会館に関すること。
- (9) 農業委員会に関すること（北区役所楠支所、西区役所山田支所及び港区役所南陽支所に限る。）。
- (10) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関すること（北区役所楠支所、西区役所山田支所及び港区役所南陽支所に限る。）。
- (11) 農政事務の連絡に関すること（中川区役所富田支所、守山区役所志段味支所及び緑区役所徳重支所に限る。）。
- (12) 戸籍に関すること（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に本籍を有する者に係る戸籍に関することを含む。）。
- (13) 住民基本台帳に関すること（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る住民基本台帳に関すること（住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関することを除く。）を含む。）。
- (14) 個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関すること（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関することを含む。）。
- (15) 電子証明書に関すること（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る電子証明書に関することを含む。）。
- (16) 印鑑の登録及び証明に関すること（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る印鑑の登録及び証明に関することを含む。）。
- (17) 死体（胎）埋火葬許可及び死産届に関すること。
- (18) 身分に関すること（支所に通知又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に本籍を有する者に係る身分に関することを含む。）。
- (19) 中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出に関すること（支所に届出のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住居地を有する者に係る住居地の届出に関することを含む。）。
- (20) 特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関すること（支所に申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に居住地を有する者に係る特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関することを含む。）。
- (21) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (22) 他課の主管に属しないこと。
担当課長（農政）
- (1) 農業委員会に関すること。
- (2) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項に係る経理に関すること。
区民福祉課
- (1) 社会福祉事務所長印及び障害福祉事務専用区長印の管守に関すること。
- (2) 統計及び諸報告に関すること。
- (3) 児童及びひとり親家庭等の福祉に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の申請等の受付に関すること。
- (5) 児童福祉法による助産施設及び母子生活支援施設への入所の承諾又は解除に関すること。
- (6) 児童福祉法による保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用についての調整に係る申込みの受付に関すること。
- (7) 子ども家庭相談及び児童虐待防止に関すること（児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- (8) 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び援助に関すること。
- (9) 児童手当の請求及び届出の受付（名古屋市職員並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者に係るものを除く。）に関すること。
- (10) 児童扶養手当の認定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
- (11) 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付及び償還に関すること。
- (12) ひとり親家庭手当の支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
- (13) 生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関すること。
- (14) 要保護者の更生指導に関すること。
- (15) 生活保護法の医療券及び介護券の交付に関すること。
- (16) 生活保護法による費用の返還及び徴収に関すること。
- (17) 老人福祉法による措置の開始、変更、停止又は廃止に関すること。
- (18) 敬老事業その他高齢者の福祉（後期高齢者医療の実施に係るものを除く。）に関すること。
- (19) 地域包括ケアの推進に関すること。
- (20) 要介護認定等の申請の相談及び受付に関すること。
- (21) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。
- (22) 介護保険第三者の行為による給付事由届の相談及び受付に関すること。
- (23) 介護保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査並びに受給資格証明書に関すること。
- (24) 介護保険の被保険者証の交付及び回収に関すること。
- (25) 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の申請（介護保険施設への支払に係るものを除く。）の受付及び支払に関すること。
- (26) 介護保険の第1号事業支給費（介護保険法により指定する事業者への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払に関すること。
- (27) 居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費の申請の受付及び支払に関すること。
- (28) 介護保険の負担限度額並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成に係る申請の受理、認定及び認定証の交付に関すること。
- (29) 介護保険料の減免の申請の受付及び決定に関すること。
- (30) その他介護保険事務のうち区長の指定する事項に関すること。

- (31) 障害者及び障害児の福祉に関すること。
- (32) 成年後見制度の利用支援に関すること（審判請求の実施に係るものに限る。）。
- (33) 難病対策に関すること（健康福祉局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (34) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付費決定及び自立支援医療費の支給認定（障害支援区分の認定に係る訪問調査の委託及び保健福祉センターに係るものを除く。）に関すること。
- (35) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (36) その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）に関すること（保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (37) 小児慢性特定疾病医療の実施のための事務に関すること（子ども青少年局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (38) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定（保健福祉センターに係るものを除く。）及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。
- (39) 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (40) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。
- (41) 心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関すること。
- (42) 精神障害者福祉及び難病対策等に係る連絡調整に関すること。
- (43) 国民健康保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査に関すること。
- (44) 国民健康保険の被保険者証の交付及び回収に関すること。
- (45) 国民健康保険の療養費その他の金銭給付の申請の受付及び支払に関すること。
- (46) 国民健康保険料の減額賦課及び減免の申請の受付並びに決定に関すること。
- (47) 国民健康保険の一部負担金に係る減免に関すること。
- (48) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金の申請、請求及び届出の受付に関すること。
- (49) その他国民健康保険事務及び国民年金事務のうち区長の指定する事項に関すること。
- (50) 後期高齢者医療被保険者資格の得喪その他に係る申請及び届出の受付に関すること。
- (51) 後期高齢者医療の被保険者証の引渡し及び返還

- の受付に関すること。
- (52) その他後期高齢者医療の実施のための事務のうち区長の指定する事項に関すること。
- (53) 障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費（以下「障害者医療費等」という。）の助成対象者の資格の取得その他に係る届出の受付、審査及び認定並びに資格の確認に関すること。
- (54) 障害者医療費等医療証の交付及び回収に関すること。
- (55) 障害者医療費等の支給申請の受付及び支払に関すること。

教育委員会事務局

学校事務センター

- (1) 学校事務に係る指導、支援及び助言に関すること。
- (2) 学校事務改善に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (3) 学校用品の調達及び配分の集約に関すること。
- (4) 名古屋市立の小学校及び中学校間における学校事務の連携に関すること。
- (5) 教職員の給料その他の給付に関すること（教務部教職員課の主管に属するものを除く。）。

教育支援センター

- (1) 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手続並びに物品の購入及び検収その他の会計事務に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 不登校児及びその保護者の教育相談に関すること。
- (5) 不登校児の学習指導及び生活指導に関すること。
- (6) 不登校児の相談及び指導に関する調査研究に関すること。

野外教育センター

- (1) 市立学校の教育活動の一環として行なう野外教育の施設としてセンターを使用させること。
- (2) 前号によるセンターの使用にあたって野外教育に関する指導及び助言を与えること。
- (3) 野外教育に関する調査研究及び図書その他の資料の収集を行なうこと。
- (4) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が市立学校の野外教育のため必要と認める事業を行なうこと。

上汐田教育集会所

- (1) 地域住民のための講座、講演会等を開催すること。
- (2) 地域住民の生涯学習等のための相談を行うこと。
- (3) 上汐田教育集会所の施設を地域住民の集会その他の公共的利用に供すること。

見晴台考古資料館

- (1) 見晴台遺跡に関する実物、模型、図書、図表、フィルム等の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を含む。以下「見晴台遺跡資料」という。）の収集、保管及び展示その他の供用
- (2) 見晴台遺跡資料に係る電磁的記録の作成及び公開
- (3) 見晴台遺跡資料の利用者に対する説明、助言及び指導
- (4) 見晴台遺跡資料に関する専門的、技術的な調査研

- 究
- (5) 見晴台遺跡資料の保管、展示等に関する技術的研究
 - (6) 見晴台遺跡資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布
 - (7) 見晴台遺跡資料に関する講演会、研究会等の開催
 - (8) 学芸員その他の考古資料館の事業に従事する人材の養成及び研修
 - (9) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力
 - (10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号）第3条第3項の文化観光をいう。）その他の活動の推進
 - (11) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

鶴舞中央図書館

- (1) 文書の收受、発送及び公印の管守に関すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手續に関すること。
- (3) 調査、統計及び諸報告のとりまとめに関すること。
- (4) 図書館相互の連絡調整に関すること。
- (5) 関係諸機関との連絡及び広報に関すること。
- (6) 施設の整備並びに施設及び設備の管理に関すること。
- (7) 図書館協議会の庶務に関すること。
- (8) 図書館の管理運営に係る企画及び調整に関すること。
- (9) 他の課の主管に属しないこと。
担当課長（図書館改革）
- (1) 図書館の管理運営に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 施設の整備並びに施設及び設備の管理に関すること。

整理課

- (1) 図書館資料（以下「資料」という。）の収集計画に関すること。
- (2) 資料の収集及び選択の連絡調整に関すること。
- (3) 資料の受贈及び受託の連絡調整に関すること。
- (4) 資料の分類に関すること。
- (5) 資料の目録に関すること。
- (6) 総合図書目録の編成に関すること。
- (7) 資料の廃棄の連絡調整に関すること。
- (8) その他資料の整理に関すること。
- (9) 電子計算機処理に関すること。
- (10) 蔵書統計に関すること。
- (11) 自動車図書館に関すること。

奉仕課

- (1) 中央図書館の資料の選択、収集、供用、相互貸借、保管及び廃棄に関すること。
- (2) 中央図書館の資料に係る読書案内、読書相談及び参考調査に関すること。
- (3) 読書会、研究会、展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (4) 閲覧統計に関すること。
- (5) 点字文庫の運営に関すること。
- (6) 児童図書研究室に関すること。
- (7) 閲覧所の運営に関すること。
- (8) 視聴覚機器の管理及び集会室の運営に関すること。
- (9) 教科書センターに関すること。
- (10) 資料の複写に関すること。
- (11) 資料の修理、製本及び保存に関すること。

図書館

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の館内供用（対面読書を含む。）
- (3) 図書館資料の個人貸出し（郵送貸出しを含む。）及び団体貸出し
- (4) 読書案内、読書相談及び参考調査
- (5) 自動車図書館の運営
- (6) 閲覧所、配本所等の設置
- (7) 点字文庫の運営
- (8) 図書館資料の複写
- (9) 読書会、研究会、展示会等の開催及びその奨励
- (10) 他の図書館等との協力及び図書館資料の相互貸借
- (11) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

博物館

総務課

- (1) 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手續並びに物品の購入及び検収その他の会計事務に関すること。
- (3) 調査、統計及び諸報告に関すること。
- (4) 博物館協議会の庶務に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持に関すること。
- (6) 観覧券の発売及び改札並びにこれに伴う収入事務に関すること。
- (7) 施設の使用の許可に関すること。
- (8) 特別利用料及び使用料の徴収に関すること。
- (9) 入館者の受付、案内その他のサービスに関すること。
- (10) 博物館の魅力向上の推進に関すること。
- (11) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。
- (12) 分館に関すること。
- (13) 他の課の主管に属しないこと。
担当課長（博物館の魅力向上）
- (1) 博物館の魅力向上の推進に関すること。

学芸課

- (1) 博物館資料の収集、保管、展示及び供用に関すること。
- (2) 博物館資料に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (4) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
- (5) 博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
- (6) 博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (7) 博物館資料に関する講演会、研究会等の開催に関すること。
- (8) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力に関すること。
- (9) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。
- (10) その他学芸事務に関すること。
蓬左文庫
- (1) 文庫において保管することを適当と認める資料（以下「文庫資料」という。）の収集、保管、展示及び供用

- (2) 文庫資料に係る電磁的記録（条例第2条第1号の電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成及び公開
- (3) 文庫資料の利用者に対する説明、助言及び指導
- (4) 文庫資料に関する専門的、技術的な調査研究
- (5) 文庫資料の保管、展示等に関する技術的研究
- (6) 文庫資料に関する解説書、目録、調査研究の報告書等の作成及び頒布
- (7) 文庫資料に関する講演会等の開催
- (8) 学芸員その他の文庫の事業に従事する人材の養成及び研修
- (9) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力
- (10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（条例第2条第10号の文化観光をいう。以下同じ。）その他の活動の推進
- (11) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業
秀吉清正記念館
- (1) 記念館において保管することを適当と認める資料（以下「記念館資料」という。）の収集、保管、展示及び供用
- (2) 記念館資料に係る電磁的記録の作成及び公開
- (3) 記念館資料の利用者に対する説明、助言及び指導
- (4) 記念館資料に関する専門的、技術的な調査研究
- (5) 記念館資料の保管、展示等に関する技術的研究
- (6) 記念館資料に関する解説書、目録等の作成及び頒布
- (7) 記念館資料に関する講演会等の開催
- (8) 学芸員その他の記念館の事業に従事する人材の養成及び研修
- (9) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力
- (10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進
- (11) その他委員会が必要と認める事業

美術館

総務課

- (1) 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手續並びに物品の購入及び検収その他の会計事務に関すること。
- (3) 調査、統計及び諸報告に関すること。
- (4) 美術館協議会の庶務に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持に関すること。
- (6) 観覧券の発売及び改札並びにこれに伴う収入事務に関すること。
- (7) 特別利用料の徴収に関すること。
- (8) 入館者の受付、案内その他のサービスに関すること。
- (9) 学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。
- (10) 美術関係団体に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。
- (11) 他の課の主管に属しないこと。

学芸課

- (1) 美術品等（名古屋市美術館条例（昭和63年名古屋市条例第7号）第2条第1号に規定する美術品等をいう。以下同じ。）の収集、保管、展示及び供用に関すること。
- (2) 美術品等に係る電磁的記録の作成及び公開に関する

- ること。
- (3) 美術に関する専門的な調査研究に関すること。
- (4) 美術品等の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
- (5) 美術に関する案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (6) 美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
- (7) 美術に関する視聴覚教材、図書等を一般の利用に供すること。
- (8) 広報及び宣伝に関すること。
- (9) 他の美術館、博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力に関すること。
- (10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。
- (11) その他学芸事務に関すること。
- (12) 美術教育の企画及び美術に関する知識の普及啓発に関すること。

科学館

総務課

- (1) 人事、文書、公印及び予算決算の事務手續に関すること。
- (2) 使用料等の徴収、契約及び会計事務に関すること。
- (3) 物品の購入及び検収に関すること。
- (4) 科学館協議会の庶務に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持に関すること。
- (6) 観覧券の発売及び改札等並びにこれに伴う会計事務に関すること。
- (7) 広報、宣伝及び催物の実施に関すること。
- (8) 入館者への案内、説明その他のサービスに関すること。
- (9) 学芸員その他の科学館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。
- (10) 他の課の主管に属しないこと。
担当課長（科学館の魅力向上）
- (1) 科学館の魅力向上の推進に関すること。

学芸課

- (1) 科学に関する展示品に係る企画及び展示その他の供用に関すること。
- (2) 科学に関する展示品に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。
- (3) 科学知識の普及啓発及び指導に関すること。
- (4) 科学技術に関する情報の収集及び提供並びに出版に関すること。
- (5) 展示室の運営に関すること。
- (6) サイエンスホール及び情報資料室の運営に関すること。
- (7) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。
- (8) プラネタリウムに係る企画及び運営に関すること。
- (9) その他学芸事務に関すること。
担当課長（天文）
- (1) 天文教育の企画及び天文に関する知識の普及啓発に関すること。

教育センター

総務課

- (1) 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手續並びに物品の購入

- 及び検収その他の会計事務に関すること。
- (3) 調査、統計及び諸報告に関すること。
 - (4) 施設及び設備の維持管理並びに所内の秩序維持に関すること。
 - (5) 施設の使用の許可に関すること。
 - (6) 使用料の徴収に関すること。
 - (7) 部の主管に属しないこと。

研修部

- (1) 教職員の研修の実施（研究調査部及び教育相談部の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 教育研究員の指導に関すること。

研究調査部

- (1) 教育に関する専門的及び技術的な調査研究（教育相談部の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 教育資料の作成、収集及び提供（教育相談部の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 図書等の閲覧に関すること。
- (4) 教育関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (5) 校内研修支援に関すること。

教育相談部

- (1) 教職員並びに幼児、児童及び生徒に対する教育相談に関すること。
- (2) 教育相談及び特別支援教育に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (3) 教育相談及び特別支援教育に関する教職員の研修の実施に関すること。
- (4) 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する検査に関すること。
- (5) 教育相談及び特別支援教育に関する資料の作成、収集及び提供に関すること。